

# 令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画 認定促進業務委託企画提案要領

## 1 業務の名称

令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画認定促進業務委託

## 2 業務の目的

群馬県（以下「県」という。）における30by30目標の達成に向け、県内の自然共生サイト面積増加を図るため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画（以下「実施計画」という。）の申請に必要な動植物種の調査や活動・モニタリング計画の作成等の支援を行う。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 委託上限額

11,198,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

ただし、令和8年度群馬県一般会計予算の議決状況等により予算額が変動する場合があります。また、委託上限額での契約を保証するものではありません。

## 5 業務の内容

令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画認定促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）記載のとおり

## 6 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- （1）日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- （3）破産宣告を受け復権していない者でない者
- （4）銀行取引停止処分を受けている者でない者
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でない者
- （6）国税及び地方税等を滞納している者でないこと

- (7) 県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

## 7 スケジュール

- (1) 公告（企画提案書募集開始）  
令和8年2月12日（木）
- (2) 参加申込書提出期限  
令和8年2月26日（木）17時必着  
※詳細は下記9のとおり
- (3) 質問受付期限  
令和8年2月27日（金）17時必着  
※詳細は下記10のとおり
- (4) 質問回答  
令和8年3月4日（水）（予定）  
※詳細は下記10のとおり
- (5) 企画提案書提出期限  
令和8年3月16日（月）17時必着  
※詳細は下記11のとおり
- (6) 審査（書面審査）  
令和8年3月18日（水）～23日（月）（予定）  
※詳細は下記12のとおり
- (7) 結果通知  
令和8年3月下旬（予定）

## 8 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードしてください。  
(URL <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/735524.html>)

## 9 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は別紙「様式1 参加申込書」をメールにてPDF形式で提出してください。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加はできません。

- (1) 参加申込期限  
令和8年2月26日（木）17時必着
- (2) 提出様式

別紙様式1 参加申込書による

(3) 提出先・提出方法

以下提出先のメールアドレスあてにPDF形式にて提出してください。

(提出先)

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然環境係

電話：027-226-2872 e-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【参加申込】令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画認定促進業務委託公募」としてください。

※参加申込書を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をしてください。

## 10 質問受付・回答

次のとおり、企画提案を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 質問受付期限

令和8年2月27日（金）17時必着

(2) 質問様式

別紙様式2 質問票による

(3) 提出先・提出方法

9 (3) のメールアドレスあてにPDF形式にて提出してください。

※件名を「【質問】令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画認定促進業務委託公募」としてください。

※質問票を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をしてください。

(4) 質問回答

質問に対する回答は、令和8年3月4日（水）までに参加申込者全員に対し、メールで回答する予定です。質問事業者名は公開しません。

## 11 企画提案書等の提出

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（表紙）<様式3>：1部
- ② 企画提案書（本体）（任意様式）：6部
- ③ 費用見積書（任意様式）：6部 ※内容は（2）のとおり
- ④ 業務実施体制表<様式4>：6部
- ⑤ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（\*）：1部

- ⑥ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（＊）：1部
  - ⑦ 暴力団排除に関する誓約書 ＜様式5＞（＊）：1部
  - ⑧ 課税（又は免税）事業者届出書 ＜様式6＞：1部
  - ⑨ その他資料（会社概要がわかるパンフレット等）：6部
- ※上記①～⑨については、書面での提出のほか、電子データでも提出すること。
- ※（＊）の付いた資料は、群馬県「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

## （2）費用見積書の作成に当たっての留意点

宛名は「群馬県知事 山本 一太」とし、「4 委託上限額」を参照のうえ、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を明記してください。

なお、優先交渉者に選定された事業者には、選定された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積書の提出をお願いします。

## （3）提出方法・提出期限

### ① 提出方法

（4）の提出先に、書面を持参または郵送、電子データをメールにてそれぞれ提出してください。

### ② 提出期限

令和8年3月16日（月）17時必着

## （4）提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然環境係

電話：027-226-2872 e-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【企画提案】令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画認定促進業務委託公募」としてください。

※送信後は必ず電話でメールの受信確認をしてください。

※電子データの提出ファイルはPDF形式で添付し、1通あたりの添付ファイル容量は7MBまでとしてください。

## （5）応募書類等の取扱い

- ① 提出された応募書類は返却しません。
- ② 提出された応募書類は、本業務の優先交渉者選定に係る審査にのみ使用します。
- ③ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

## （6）その他事項

- ① 応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ② 提出期限後、提案者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めません。
- ③ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することができます。

- ④ 企画提案書提出後に辞退する場合は、速やかに県に連絡するとともに、その事実を書面にて提出してください。

## 12 審査

別途設置する審査会が、提出された書類に基づいて審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定します。

なお、審査結果は令和8年3月下旬を目途に、企画提案参加者全員に文書で通知します。また、優先交渉者は県ホームページ上でも公表します。

### （1）審査基準

#### ① 事業的確性【20点】

本事業の趣旨・目的に沿った内容であるか、提案内容は総合的に判断して適当か等

#### ② 企画力・独創性【20点】

事業趣旨を理解した上で、特筆した提案があるか等

#### ③ 効果性【30点】

費用に対して十分な効果を期待できる内容であるか等

#### ④ 実現性【20点】

業務スケジュールは適当か、業務の実施体制・遂行能力は十分か等

#### ⑤ 費用の妥当性【10点】

積算内容・金額は適当か等

### （2）審査日程・内容

#### ① 日程 令和8年3月18日（水）～23日（月）予定

#### ② 内容 事前に提出された企画提案書の書面審査

## 13 契約

### （1）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### （2）契約方法

① 審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った提案者を優先交渉者として選定し、契約相手方の候補者とします。

② 契約時には、本企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。

③ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

④ 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。

⑤ 委託により製作されたものに関する全ての権利は、県に帰属します。

## 14 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又は本企画提案要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、県が定めるものとします。

## 15 その他

- (1) 本業務は、国の「地域未来交付金（地域未来推進型）」を活用して行う事業であり、国予算が成立しなかった場合、国が本業務に係る交付金の交付決定をしなかった場合、又は令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件プロポーザルについて停止等を行うことがあります。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しません。
- (2) 本件プロポーザル後の当該見積合せの相手方の決定の効果は、令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生じます。
- (3) 契約保証金については、令和8年4月1日において、群馬県財務規則第199条第1項各号に該当する場合は免除します。それ以外の場合は、群馬県財務規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めること。

## 16 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然環境係

電話：027-226-2872 e-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp